

居宅介護支援事業所の新規指定申請について

氷見市福祉介護課

介護保険法に定める居宅介護支援事業を行うにあたっては、氷見市の指定を受ける必要があります。申請書類をそろえ、提出期限までに提出してください。

1. 提出方法

「電子申請届出システム」で提出してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

2. 提出書類

①指定申請書（システム上で内容登録）

②付表（システム上で内容登録）

③添付書類

「提出書類一覧」をご確認ください。

*様式は、氷見市および厚生労働省ホームページからダウンロードしてお使いください。

氷見市ホームページ「介護保険事業者の指定等に係る手順及び様式について」

<https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/raifu/korei/2/6624.html>

3. 提出期限

事業開始予定月の前々月20日までに提出してください。

○指定の日は原則として毎月1日で、有効期間は指定の日から6年間です。

○事前相談や関係部署との調整を行ったうえで、期限までに不備のない申請書類を提出してください。不備がある場合は、事業開始予定日に指定ができませんので、余裕をもって手続きを進めてください。

4. その他の届出

(1) 業務管理体制に係る届出

介護保険法第115条の32に基づき、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。指定を受ける居宅介護支援事業所は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を富山県に提出する必要があります。

※届出様式等は富山県のホームページでご確認ください。

(2) 介護サービス情報の公表制度

介護保険法第115条の35に基づき、介護サービス事業者は、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に役立つ情報を公表することが義務付けられています。

※詳細は富山県に確認をお願いします。

(3) 生活保護の被保護者に対する介護サービスの提供

生活保護の被保護者への介護保険サービスの提供には、生活保護法に基づく指定が必要ですが、介護保険法での指定を受けた場合は生活保護法の指定介護機関とみなされます。

※生活保護法の指定を不要とする場合は富山県に指定不要の届出が必要です。